

七ふ振第238号
令和3年3月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

七ヶ宿町長 小 関 幸



(仮称) 稲子峠ウィンドファームに係る環境影響評価方法書に対する
意見について (提出)

令和3年2月19日付け環対第517号で通知のありましたこのことについて、環境の保全の見地からの意見は別添のとおりです。



担当：ふるさと振興課 企画係 寺尾
TEL：0224-37-2194
FAX：0224-37-2468

別紙

(仮称) 稲子峠ウィンドファームに係る環境影響評価方法書に対する意見

I 全般的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、周辺地域住民等の理解が不可欠であることから、必要な情報の周知や説明、意見の聴取を行い、理解を得ながら事業を進めること。
- (2) 本事業の実施により、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電基数の削減や設置場所の変更など、必要に応じて事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 本事業の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きい事項であることから、道路拡幅等を含めて予め綿密に検討すること。
- (4) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、準備書においては、これらを明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を詳細に記載すること。

II 個別事項

(1) 騒音・振動・超低周波音

ア 対象事業実施区域は、閑静な地域であるため、資材の輸送に伴い発生する騒音、振動については、搬入経路も含め、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、野生生物、自然環境等に影響が及ぶことがないように、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討すること。

イ 風力発電の稼働時における騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、稼働開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

ウ 騒音等の影響については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」のほか、WHOが定める「**Environmental Noise Guidelines for the European Region**」を参考にするなど、最新の知見に基づいての評価に加え、地域や地形の特性を十分に考慮するこ

と。

(2) 水質

対象事業実施区域及びその周辺には複数の一級河川が存在していることから、工事の実施に伴う水の濁りによる影響を適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、必要に応じて十分な貯留容量の沈砂池を設置する等の環境保全措置を検討すること。

(3) 地形・地質

対象事業実施区域及びその周辺には「地震ハザードステーション J-SHIS」より地すべり地形に指定された区域に隣接している。

このことから、事業実施に伴う改変により周辺の土砂流出災害を誘発する可能性について適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、土砂流出防止対策等を検討し、事業計画に反映させること。

(4) 動物

ア 当町において有害鳥獣とされるクマ・サル・イノシシの生息区域と重なるが、本事業の実施にあたり、風力発電所の設置のみならず、道路を新設することで、土地の改変による農地等への影響も懸念される。

このことから、これらの種について、現在の生息状況の調査を行い、事業実施後における生息状況の変化を専門家等の助言も踏まえ、適切に調査及びその対策を検討すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類が生息するほか、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡りの経路となっている可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点、時期、回数等を見直すことにより、本事業の実施による鳥類への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(5) 植物及び生態系

対象事業実施区域及びその周辺には植生自然度の高い植生が存在することから、十分な現地調査等により、そうした植生への影響及び森林の伐採を極力回避するよう、施行区域の縮小を検討すること。

(6) 景観

風車の大きさや配置等により、景観への影響が懸念されることから、十

分な低減が図られるよう、フォトモンタージュや動画等視覚的に比較しやすい予測手法により評価し、その結果を準備書に詳細に記載すること。

また、予測結果については、植生物による遮へい、地形（地山）による遮へいを明確に記載すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、観光イベント「わらじで歩こう七ヶ宿」で歩行する歩道、レジャースポットである「七ヶ宿スキー場」「七ヶ宿オートキャンプ場きららの森」、があるため、それらへの影響について回避されるよう検討し、その結果を準備書に詳細に記載すること。

(8) 更新及び廃棄

ア 工事の実施に伴い発生する伐採木等の産業廃棄物については、具体的な発生量や処理方法を十分に検討し、その結果を準備書に詳細に記載すること。

イ 発電設備の耐用年数や更新時期について検討するとともに、耐用年数のみで一概に判断するのではなく、老朽機器等については重大な事故に繋がるおそれがあるため、適切に更新及び廃棄処分する計画を準備書に詳細に記載すること。